

農林水産省における 農山漁村再エネ政策



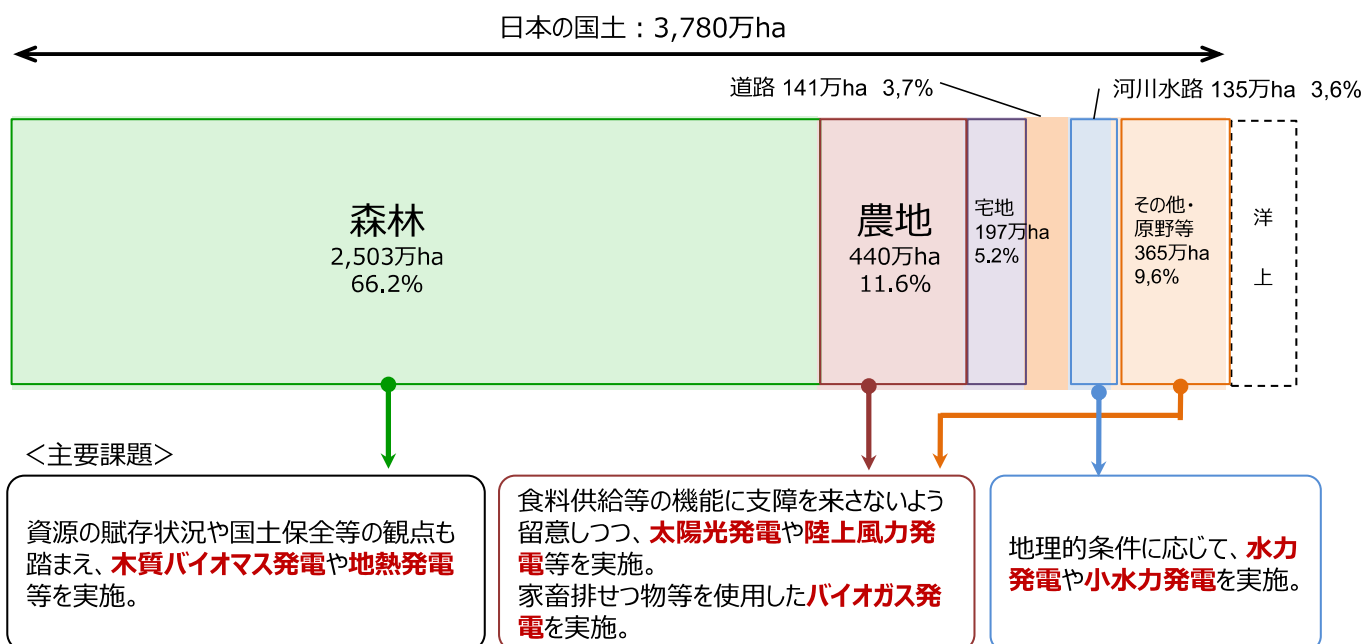
令和3年9月

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

再生可能エネルギーの特徴とポテンシャル

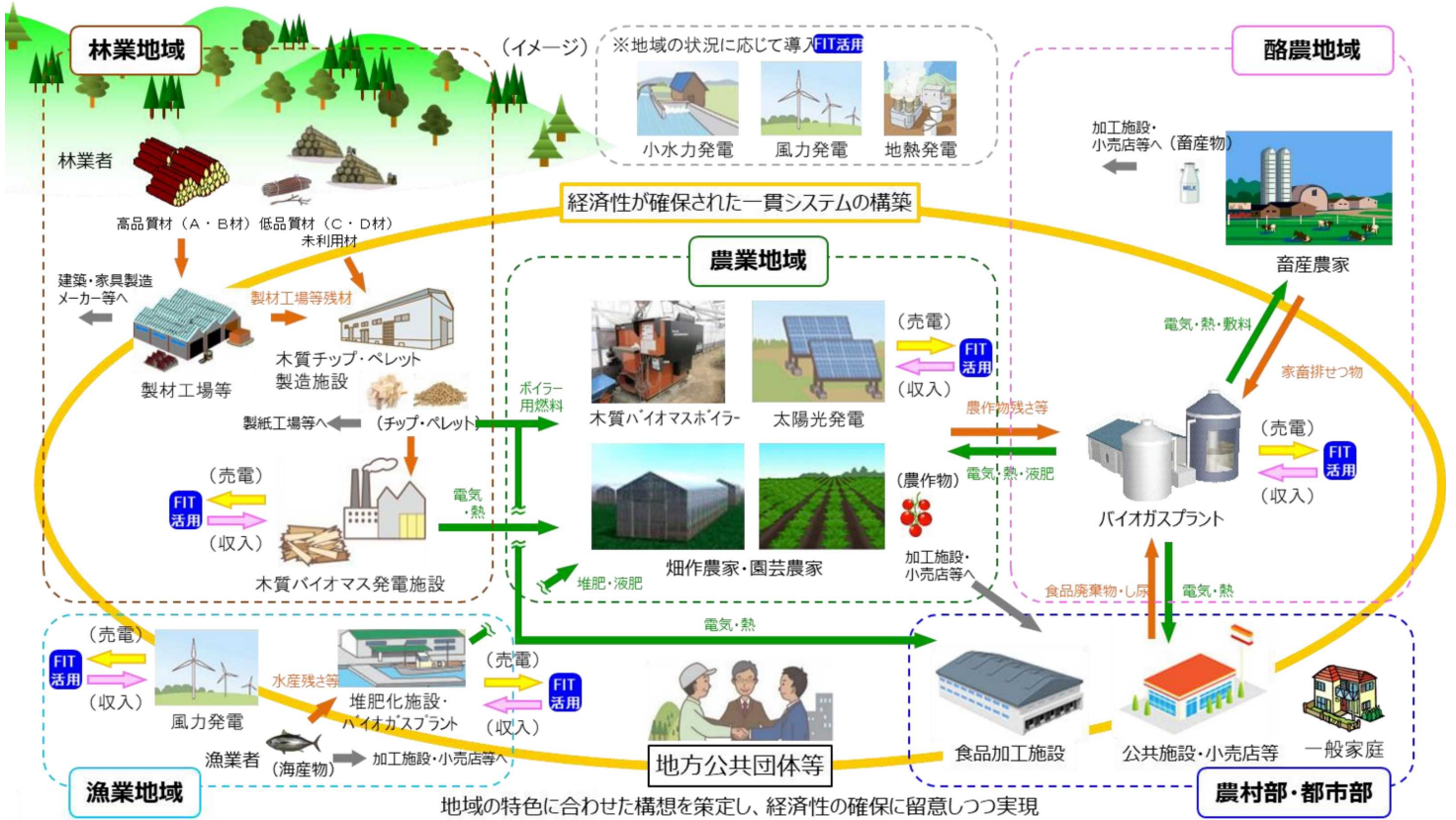


- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等の土地、水、バイオマスなどの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルを所有。
- こうした資源を活用した再生可能エネルギー電気の導入を促進し、地域の活力向上及び持続的発展を図ることが重要。



(資料) 国土交通省「国土の利用区分別面積」令和元年調査より作成

農山漁村における再生可能エネルギー導入効果（農山漁村への導入イメージ）



農山漁村による取組事例

経営改善 (コスト削減 収益性向上)	・(株) ウェルファムフーズ (宮城県)  ・鶏糞を燃料とするバイオマスボイラーを導入し、温水熱を活用した温風暖房を鶏舎内に配置することで、従来のLPガスによる暖房費を4分の1に低減。	・那須野ヶ原土地改良区連合 (栃木県)  ・余剰電力を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当することで、農家からの賦課金低減 (5,000円/10a→1,988円/10a) に貢献。	・浜中町農業協同組 (北海道)  ・100戸余りの酪農家による太陽光発電を畜舎内で使用することで、1戸当たりの電力経費を20万円/年程度削減。
	6次産業化・地域活性化の推進	・(株) 大野ファーム (北海道)  ・自社の食肉加工所・パン菓子工房・カフェ (6次産業化) の新設にともなう雇用確保や商品の試作等に売電収益を活用。	・石徹白地区地域づくり協議会 (岐阜県)  ・休眠していた農産物加工施設に小水力発電による電力を供給し、地元特産品を活用した6次産業化の取組を地元女性グループが実施。

農山漁村での再生可能エネルギー発電の課題（系統制約）



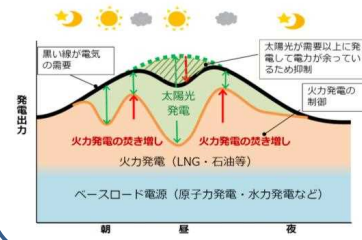
- 発電した電気を一般送配電事業者（大手電力）の送電線、配電線に流すためには、
 - ①系統接続の申し込み⇒②一般送配電事業者等による承認⇒③工事費負担金の支払い、接続工事の実施を経ることが必要（系統接続：電力系統（※）への接続）。
- ※ 「電力系統」とは、発電や送電、あるいは変電や配電のために使う電力設備がつながって構成するシステム全体のこと。
- 系統にはそれぞれの送電設備ごとに接続容量の上限が存在。系統接続の申し込み順に系統の接続容量が確保され、上限を超えた場合は、対象の送電設備が增強されるまで接続はできない（系統制約）。

○ 電力系統の特徴

- ・ 電気の需給バランスがずれると、周波数に乱れが生じ、発電機や電気機器に悪影響を及ぼし、最悪の場合は大規模な停電につながる。
- ・ 日本では、他エリアとの電気の融通が限定的

大手電力がエリア内の電力の需給バランスを調整している

電力の需給バランス調整のイメージ



○ 系統制約と再エネ導入にあたっての課題

容量面での 系統制約	<p>① 送電容量の制約 接続申し込みが増加すると、既存の送電設備の容量が不足 →新たな発電施設が系統へ接続契約できない。</p> <p>② エリア全体の需給バランスの制約 電気の需要及び再エネ発電量は季節・時間帯により変化 →過供給時には、予め定められたルールに基づき出力制御を求められる。</p>
変動面での 系統制約	<p>○ 再エネ電源は、出力の変動が大きく、供給量のコントロールや予測が難しいため、需給バランスの調整が困難 →蓄電池を導入する等、出力変動を小さくするための対応が必要となる。</p>

(出典) 資源エネルギー庁HP <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/saiene/keitouseiyaku.html>

農山漁村における再生可能エネルギー発電の課題（土地利用調整）



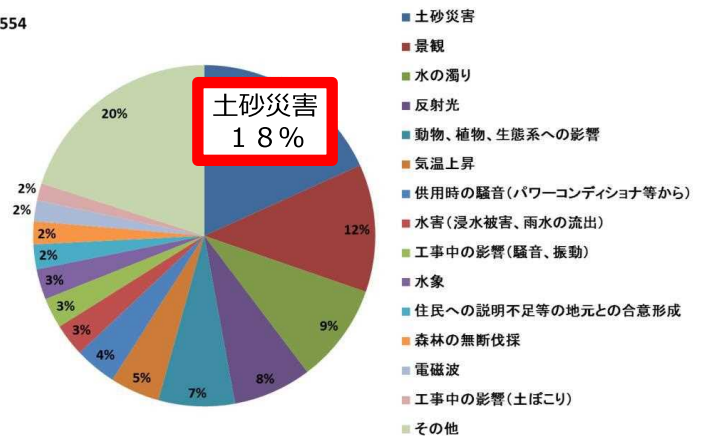
○ 林地開発許可処分における太陽光発電の推移



注：1 年度は、開発許可を行った年度である。
2 面積は開発行為に係る森林の土地の面積である。

(出典) 太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会 (令和元年度)「太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会報告書」

○ 太陽光発電事業における環境影響に関する苦情の発生状況 (地方公共団体へのアンケート調査、平成30年)



(出典) 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」



- 急速に導入が拡大した太陽光は、近年増加する災害に起因した被害の発生に対する**安全面の不安**や、**景観や環境への影響等**をめぐる地元との調整における課題、**太陽光発電設備の廃棄対策等**、地域の懸念が顕在化。
- こうした状況の中で、自治体において、**一定規模以上の開発に対して届出等を義務付ける等の条例を定める**動きがある。

災害に起因した太陽光発電設備に係る被害例



景観に影響を及ぼしている事例



観光地へのアクセス道路からの景観

<自治体における再エネ発電事業に関する条例の例>

静岡県富士宮市（富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例）（2015年7月1日施行）

世界遺産の富士山等の景観や自然環境等と再生可能エネルギーの調和を図る必要性。
→ 一定規模以上の太陽光・風力発電事業を実施しようとする場合は、**市長への届出と市長の同意が必要**。

第25回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料から抜粋

農山漁村再生可能エネルギー法 に基づく取組について



農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。

【法の趣旨】

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

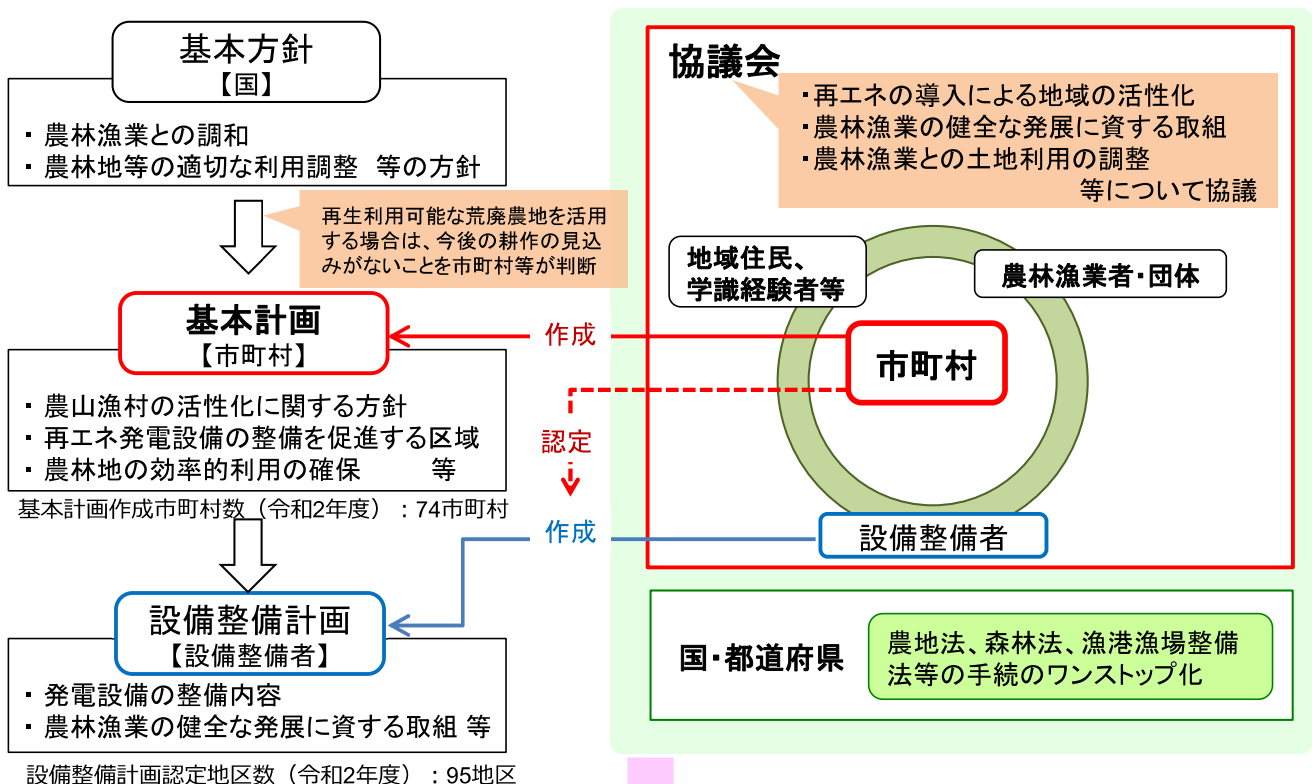
4. その他

- 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

8

農山漁村再生可能エネルギー法の概要

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度）

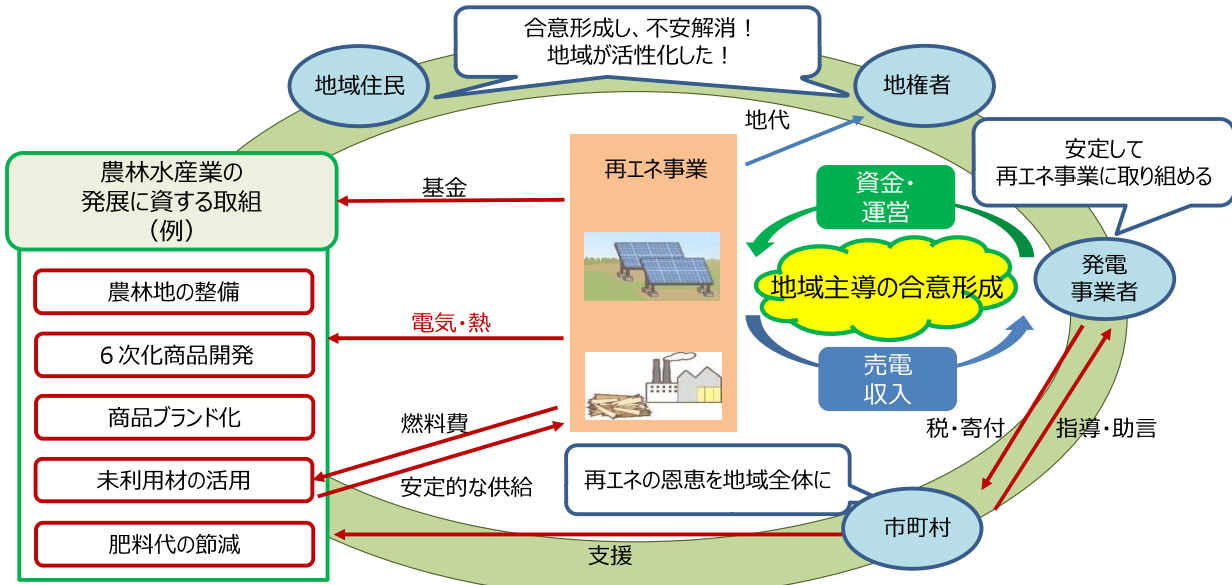


農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

9

農山漁村再生可能エネルギー法の概要（活用メリット）

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ⑥ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）
- ⑧ 「廃熱・未利用熱・営農型等の効率的活用による脱炭素化推進事業」（環境省事業、一部農水省連携）における加点点評価

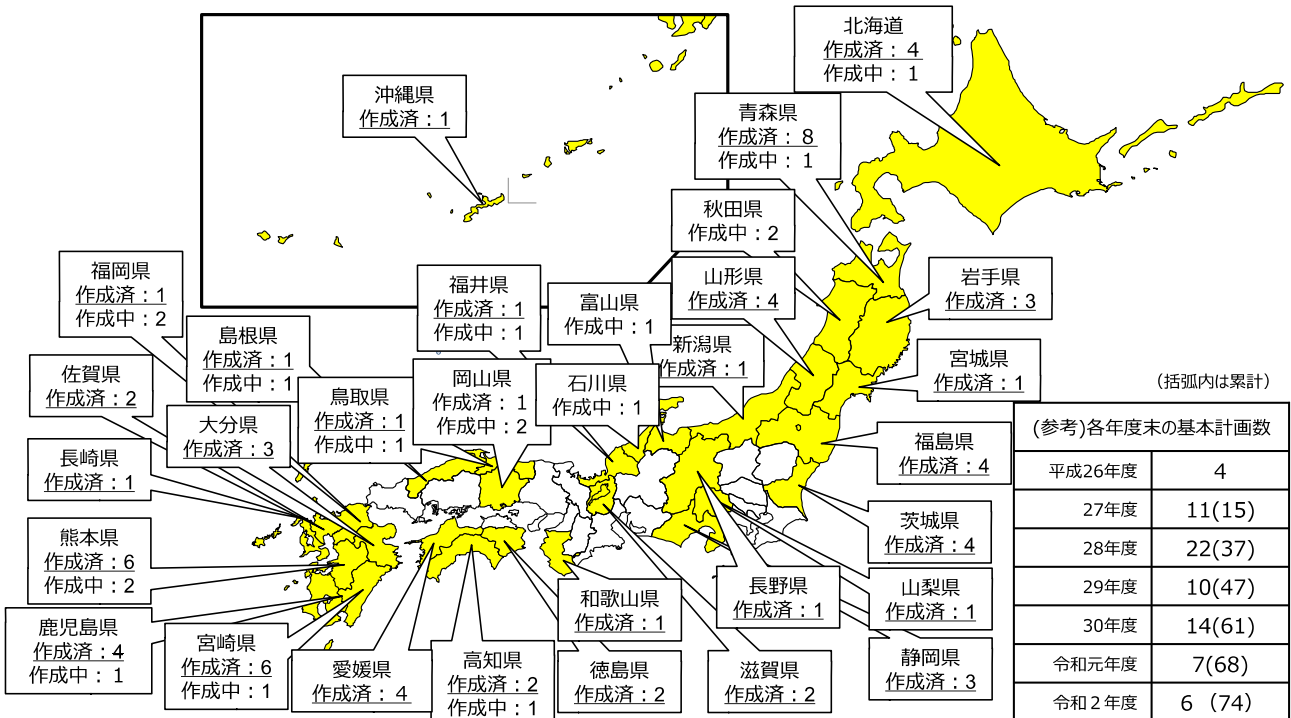


農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

（令和3年3月末現在、農林水産省調べ）

（市町村数）

基本計画を作成済	基本計画を作成中
74	18



農山漁村再生可能エネルギー法の概要

(農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況：設備整備計画)

○ 設備整備計画の認定数の推移（累計）

(令和3年3月末現在、農林水産省調べ)

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
3	15	38	55	67	80	95

○ 設備整備計画の認定と売電の状況

	全体	設備整備計画における電源種の内訳					
		太陽光	風力	水力	バイオマス	うち 木質	うち家畜糞尿
設備計画の認定数	95	30	22	2	42	34	8
発電出力 (kW)	1,231,444	406,717	567,100	2,030	255,597	230,727	24,870
うち 売電開始済み	72	26	11	0	36	28	8
発電出力	734,447	209,860	281,160	0	243,427	218,557	24,870

○ 農地転用不許可の例外の活用状況

※ 1つの設備整備計画に2電源種を位置付けているものがあるため、合計は全体と一致しない。

	全体	設備整備計画における電源種の内訳					
		太陽光	風力	水力	バイオマス	うち 木質	うち家畜糞尿
設備計画の認定数	95	30	22	2	42	34	8
うち第1種農地の転用があるもの	37	20	15	1	2	2	0
第1種農地の転用面積 (ha)	295.7	283	10.9	(40㎡)	1.8	1.8	0

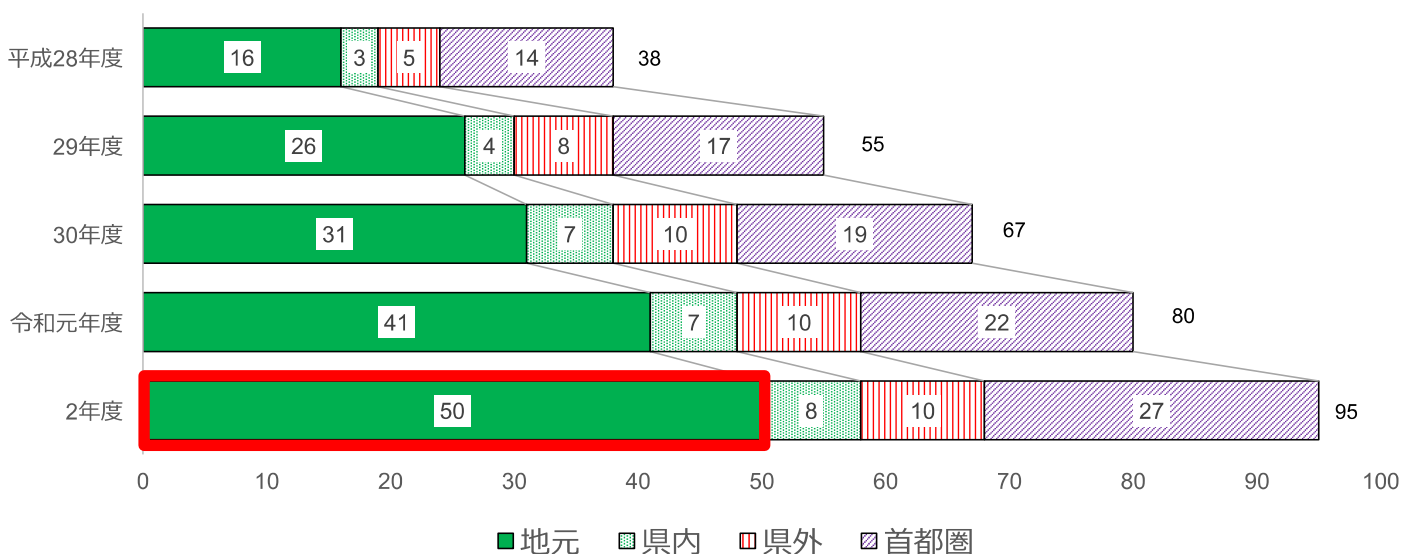
※ 1つの設備整備計画に2電源種を位置付けているものがあるため、合計は全体と一致しない。

12

農山漁村再生可能エネルギー法の概要

(農山漁村再生可能エネルギー法を活用した発電設備の設置主体)

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体（設備整備計画の認定数）



(出典) 農林水産省調べ

注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するものを、一部公共団体を含む。

県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの(地元企業を除く)。

県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。

首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

13

再生可能エネルギー発電の取組事例①

山林未利用材を活用した 木質バイオマス発電による林業振興

<概要>

- 自治体：大分県日田市
- 事業実施主体：
(株)グリーン発電大分
- 発電設備：木質バイオマス発電
- 発電出力：5,700kW
- 設備整備区域面積：27ha
- 設備整備計画：平成25年7月認定
- 運転開始時期：平成28年11月



発電施設の外観

<特徴>

- 既存の発電設備への本法の設備整備計画の認定により出力制御の優遇措置を受け、安定稼働を図る。
- 協議会での議論をヒントに、排余熱の農業利用に追加的に着手し、イチゴの出荷を開始。
- 未利用材を一定の価格で買い取ることで、排余熱供給等による木質バイオマス発電を農林業と地域の活性化につなげる。
- 基本計画の作成についてマスコミ等を活用して情報発信することにより、日田市の取組を対外的にPR
- 作成した基本計画をはじめとする本法の活用に関する全ての情報を市のホームページに掲載することによる市民の関心を高めている。



燃料となる
山林未利用材



燃料チップ



ビニールハウス内の様子

地元農業者が主導する団体新設によって 地域のニーズに応じた農林漁業の活性化を目指す

<概要>

- 自治体：鳥取県岩美町
- 事業実施主体：(株)メデア
- 発電設備：太陽光発電
- 発電出力：1,500kW
- 設備整備区域面積：2.2ha
- 設備整備計画：平成28年7月認定
- 運転開始時期：平成29年9月



発電施設の外観

<特徴>

- 売電収入を活用して、地元の農業者が主体的に農林漁業の発展に資する取組を行えるよう、地元の農業生産法人等で構成される「岩美町大谷グリーンエネルギーを創出する会」を設立。地域の実情やニーズに応じた内容の取組を行うことが可能になった。
- 自動車専用道路IC付近の景観上よくない荒廃農地の有効活用を図った。
- 農林漁業の発展に資する取組として、農業用水路・農道等の維持管理や、大谷地区のブランド米の品質向上及びPR等を予定。
- 岩美町には山陰海岸ジオパークに指定されている海岸があるため、特に景観等が損なわれないよう配慮。

紹介しているのは、取組事例のうちの一部です。より多くの取組事例を農林水産省Webサイトに掲載しております。

〔農林水産省Webサイト：農山漁村における再生可能エネルギーの取組事例〕
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/zirei.html>



再生可能エネルギー発電の取組事例②

風力発電の売電益による地域活性化



高原に設置された風車 (柳山風車公園)

<概要>

- 事業実施主体：株式会社柳山ウインドファーム (鹿児島県薩摩川内市)
- 発電設備：風力発電
発電出力 27,600kW (2,300kW×12基)
発電電力量 約4,800万kWh/年
- 建設費：約72億9000万円
- 運転開始時期：平成26年10月(設備整備計画認定：平成27年3月)

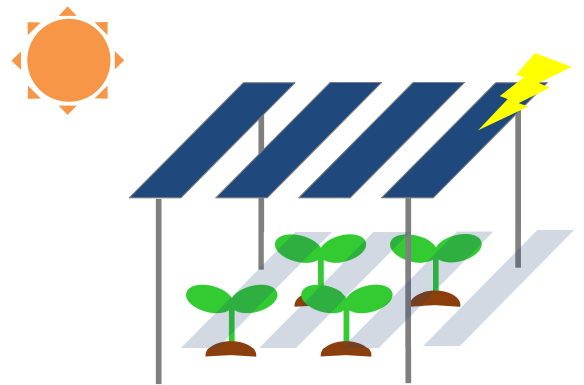
<特徴>

- 薩摩川内市では、平成25年3月に次世代エネルギービジョンを策定し、次世代エネルギーを活用したまちづくりを推進。一方、担い手不足や所得の低下等、農業環境は厳しい状況が続いており、再エネの普及と農林漁業の活性化を両立するため、農山漁村再エネ法に基づく基本計画を平成27年3月に作成。
- 発電した電気は全量売電。売電収入の一部は、地元地区コミュニティ協議会へ寄付(年間120万円)するほか、地元の農林水産物等を販売する「柳山アグリランド」へ運営資金(年間150万円)を拠出するとともに、運営自体のサポートを行う等、地域の活性化に貢献。
- 柳山アグリランドは、農林水産物の販売の他、地元食材を使用したカフェや、地域のイベントの拠点を兼ねており、地域内外から15,000名を集客。例年10月のコスモス祭では、普段は解放されていない林道でのウォーキングを開催し、1,000名の来場者が12基の風車を巡り柳山の秋を楽しんでいる。



柳山アグリランド内の喫茶兼地産物販売所
「風の丘やなぎやま」内観

営農型太陽光発電について



営農型太陽光発電の概要



太陽光パネル

一時転用部分

営農型太陽光発電設備の例

営農型太陽光発電による営農と発電の両立（農地転用許可の取扱い、促進策）

- 営農型太陽光発電は、営農の適切な継続と農地の上部での発電をいかに両立していくかが取組の鍵。
- 営農型太陽光発電設備の設置には農地法に基づく一時転用の許可が必要で、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 平成30年5月に農地転用許可の取扱いを見直し、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長。その他優良事例の周知等の促進策を発表。
- さらに、令和2年度末に、荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断するよう見直し。

農地転用に係る取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- ・ 一時転用期間が一定の期間内となっているか

一時転用期間が10年以内になるケース

次のいずれかに該当するときは10年以内(その他は3年以内)

- 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- 荒廃農地を活用する場合
- 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の平均的な単収と比較して おおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- ・ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- ・ 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元

優良事例の周知等

① 優良事例の周知等

優良事例をウェブサイト等で紹介するほか、チェックリストを作成、周知

③ 資金調達の円滑化

地域の金融機関に対して営農型太陽光発電の促進策について情報提供

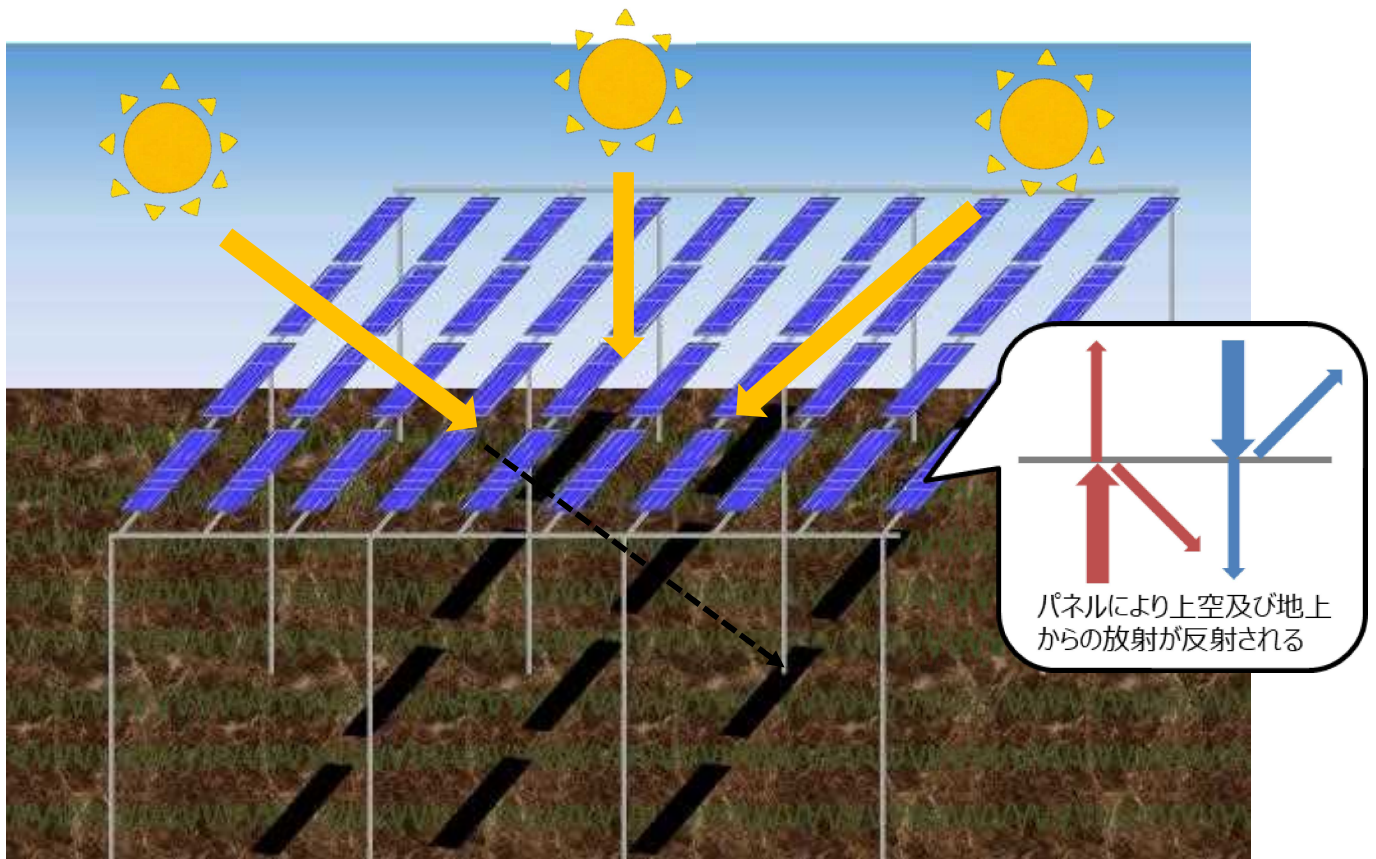
② 相談窓口

相談窓口を設置し、農業者等からの問合せに対応

④ 悪質なケースへの対応

一時転用許可に違反する悪質なケースに対し、農地法に基づく改善指導等やFIT法上の措置を講ずる

太陽光パネル下の農業環境の違い



営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 結果概要①



H30年度、R元年度に、秋田県および静岡県において、営農型太陽光発電設備下部の農地での営農実証を行いました。

1 秋田県秋田市における えだまめ の実証概要

秋田県において、えだまめは生産・販売対策を強力に推進する県の重点野菜の一つに位置づけ。特に耕作放棄地の拡大が懸念される中山間地域のモデルとして実証を実施。



設備概要

設置場所	秋田市	施設面積	8.5a
発電出力	39.6kW	遮光率	31%
支柱間隔	4.2m	高さ	3.4m

えだまめ品種：湯あがり娘

- ・発電設備下では**やや生育量が不足**し、開花期も2日程度遅くなる等生育への影響があるが、**収量、品質は慣行と同等**と推定
- ・機械作業は可能であるものの、支柱に注意して作業をする必要があり、**作業時間が増加**

表 株の分解調査

試験区	分枝数 枝/株	節数 節/株	莢数 個/株	全重 kg/10a	収量 kg/10a
遮光率31%	2.6	23.8	55	1,726	838
慣行	3.2	25.8	62.6	2,235	1,089

注) 平均的な生育を示す代表株5株を調査
 栽植密度：農家慣行区 5.79株/m² 実証区 4.10株/m²

2 静岡県における 茶 の実証概要

静岡県において、特産品である茶、ブルーベリー、キウイフルーツについて、園地の上空への太陽電池の設置が、育成環境にもたらす影響等の調査を通じて、高い収益性が確保できる営農方法の実証を実施。



設備概要

設置場所	島田市	施設面積	4.6 a
発電出力	22 kW	遮光率	50 %
支柱間隔	3 m	高さ	2.8 m

品種：かなやみどり

- ・**50%程度の遮光でも、収量や品質に影響がない**との結果
- ・発電設備下では、**一番茶の新芽の生育が早い傾向**
- ・発電設備下では、朝方の葉温の低下が抑制され、**凍霜害の発生が抑えられる傾向**

表 茶の新芽の生育状況

試験区	萌芽期	摘採日 (調査日)	新芽重 g	新芽数 本
遮光率50%	4/9	5/2	15.6	29
慣行	4/16		12.7	34

営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 結果概要②



3 静岡県における ブルーベリー の実証概要



設備概要

設置場所	静岡市 清水区	施設面積	2.6 a
発電出力	13 kW	遮光率	36 %
支柱間隔	4 m	高さ	3 m

- ・収穫時期が数日程度遅れる傾向があるが、**収量、果実品質は慣行と同等**

表 ブルーベリーの収量と果実品質

品種	試験区	収量 kg/樹	糖度 Brix	酸含量 %
ブライトウェル	遮光率36%	1.5	10.6	0.7
	慣行	1.8	10.2	0.5
バルドウィン	遮光率36%	2.0	12.0	0.7
	慣行	2.2	11.1	0.7

秋田県、静岡県の本実証事業の報告書は以下のHPで閲覧できます。

秋田 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48189>
 静岡 <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/einou.html>

4 静岡県における キウイフルーツ の実証概要



設備概要

設置場所	静岡市 清水区	施設面積	2.6 a
発電出力	13 kW	遮光率	36 %
支柱間隔	4 m	高さ	3 m

品種：静岡ゴールド

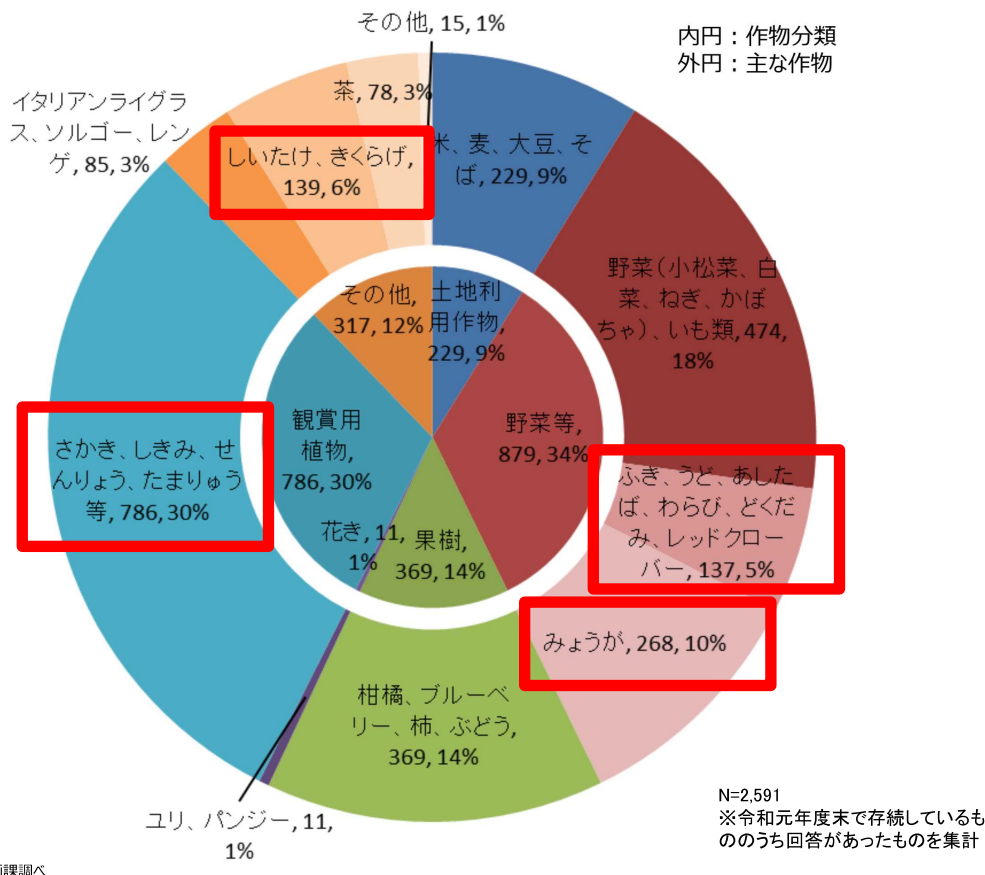
- ・**収量、果実品質は慣行と同等**
- ・風雨や強い光が遮られるため、**果実軟腐病や、傷・汚れが減少の傾向、一方で、カイガラムシが増加の傾向**

表 キウイフルーツの収量と果実品質

試験区	収量 t/10a	糖度 Brix	酸含量 %
遮光率36%	1.8	15.5	0.6
慣行	1.8	15.6	0.6



営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物（令和元年度末）

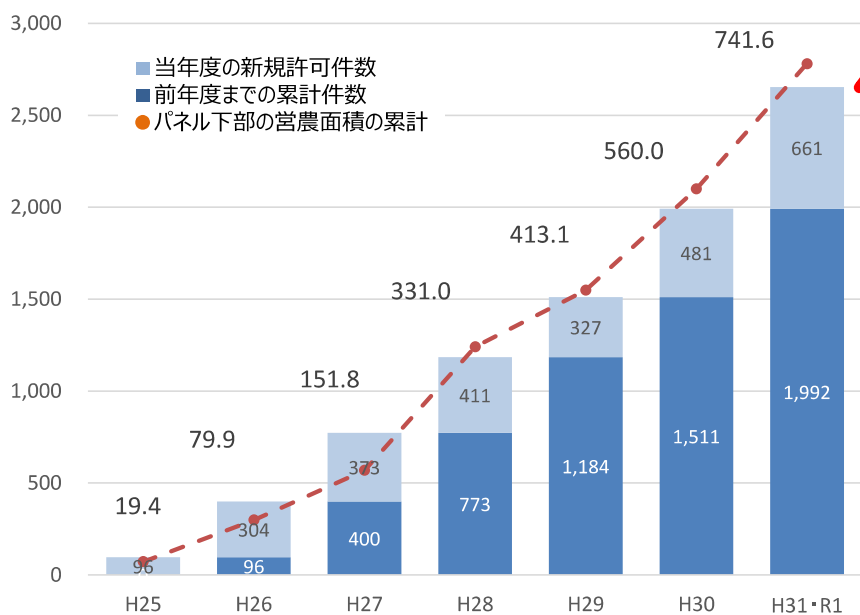


(出典) 農林水産省農村計画課調べ

営農型太陽光発電の地域への導入状況（令和元年度末）



○ 営農型太陽光発電の設備を設置するための農地転用許可件数（累計）



令和元年度までの累積で
2,653件、742ha。

(取組が多い県)

都道府県	許可件数
千葉県	370
静岡県	367
群馬県	255
茨城県	156
徳島県	144

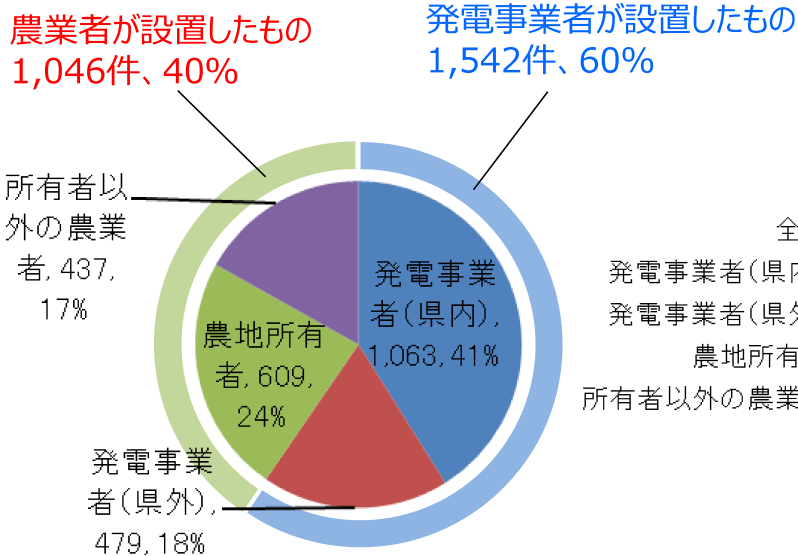
(取組が少ない県)

都道府県	許可件数
富山県	0
東京都	4
長崎県	4
石川県	5
山口県	5

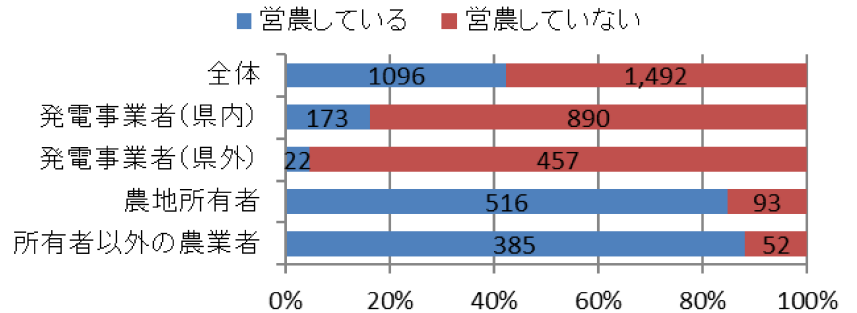
(出典) 農林水産省農村計画課調べ



【設備の設置者】



【設備の設置者が営農しているか】



(出典) 農林水産省農村計画課調べ

営農型太陽光発電の事例



地域の荒廃農地の解消と地域農業の継続を目指す！



発電設備の外観



生育中の大豆



Three little birdsに参画する農家

<概要>

- 事業実施主体：千葉エコ・エネルギー(株) (千葉県匝瑳市)
- 発電設備：営農型太陽光発電
発電出力 49.5kW、発電電力量 6万6千kWh/年
- 発電設備下部の農地：13a (大豆を栽培)
- 建設費：約1,600万円
- 運転開始時期：平成28年4月

<特徴>

- 発電事業については、千葉エコ・エネルギー(株)が実施し、設備下での営農については農地所有適格法人「Three little birds (スリーリトルバース) 合同会社」が実施。
- 約13aの農地で大豆を有機栽培。収量については地域の反収と同等を確保する。今後は麦の栽培も予定。
- 同法人には代表の地元若手農家(2名)に加え、ベテラン農家(2名)、新規就農者(1名)が参画し、発電事業期間となる20年の継続的な農業経営を確保。
- 千葉エコ・エネルギー(株)は政策金融公庫による融資で資金調達。売電収入約200万円のうち、8万円を地域への還元としてThree little birdsに支払う。
- 今後は栽培した大豆や麦を活用して味噌やクラフトビールなどの加工品づくりにも取り組む考え。



2021年度版

営農型太陽光発電 取組支援ガイドブック



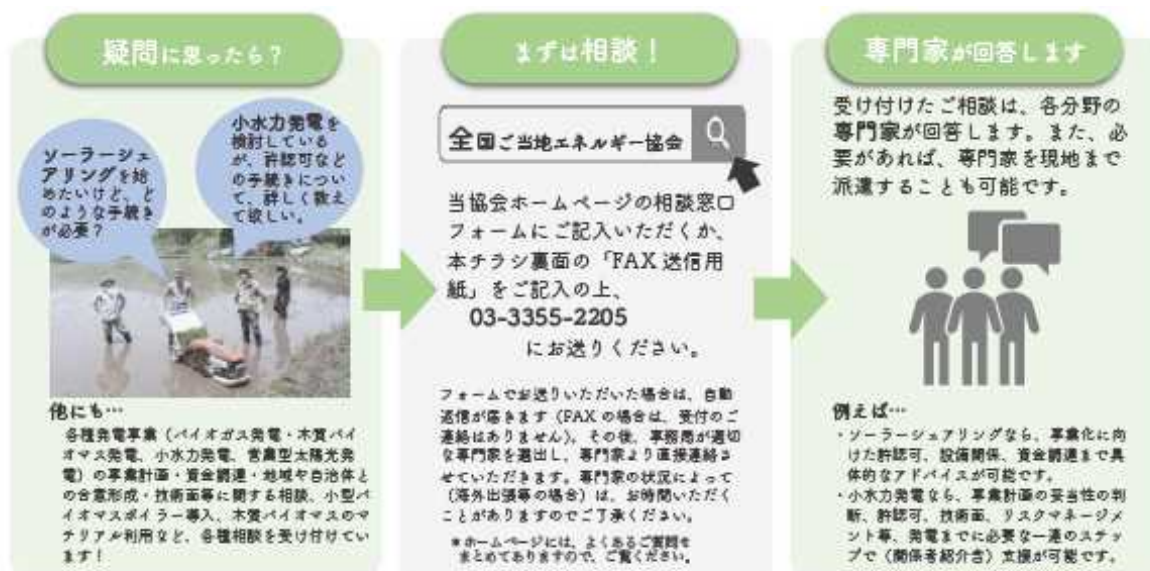
農林水産省

本ガイドブックは、農地を有効活用し、営農型太陽光発電を始めたいと考えられているみなさまが、円滑に取り組むための手引きとして利用していただくことを目的とするほか、その取組を支援する地方自治体や金融機関の皆様の参考とすることを目的としています。そのため、営農型太陽光発電の取組事例や必要な手続き、取組を支援するための制度等を紹介しています。

目次

- はじめに
営農型太陽光発電の概要を紹介しています
- 営農型太陽光発電 取組事例集
全国の農業者が取り組む事例を紹介しています
- 営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要
H31～R元年度に秋田県、静岡県で実施した事業の概要を紹介しています
- 営農型太陽光発電を始めるには（取組フロー）
農業と太陽光発電それぞれに必要な手続き等を紹介しています
- 営農型太陽光発電取組チェックリスト
事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています
- 地方自治体支援メニューの例
全国の地方自治体から回答いただいた支援の取組を紹介しています
- 金融機関支援メニューの例
全国の金融機関に回答いただいた支援の取組を紹介しています
- 国の支援施策
営農型太陽光発電の取組にも利用可能な国の支援施策を紹介しています
- 相談窓口の照会
農林水産省に設けられた相談窓口を紹介しています

農山漁村再生可能エネルギー相談窓口



* 窓口の受付対象となるのは、農山漁村団体、農山漁業者、地方自治体、研究機関等の方々です。

相談窓口・連絡先詳細

■ホームページ

当協会ホームページにアクセス後、メニューバーの「農山漁村地域循環資源・相談窓口」をクリックしてください。
もしくは、<https://communitypower.jp/support-contact> に直接アクセスしてください。

■FAX・TEL

「FAX 送信用紙」（裏面）をご記入の上、03-3355-2205 にお送りください。
基本的にはホームページ、FAX での受付となりますが、どちらも難しい場合は、お電話でも可能です。
03-3355-2212 にお電話ください。

ご清聴ありがとうございました
